

平成29年1月27日
道路局・都市局・鉄道局

改正踏切道改良促進法に基づき、改良すべき踏切道について 国土交通大臣の第二弾指定を行いました

国土交通大臣は、踏切道改良促進法に基づき、改良すべき踏切道として、全国529箇所の指定を行いました。

国土交通省では、課題のある踏切道として全国1,479箇所を「踏切安全通行カルテ」として公表しておりますが、これらの踏切道を中心に、改正踏切道改良促進法に基づき、新たに529箇所の指定を行いました。

今回指定する踏切は、改正法に基づく本格的な指定となるものです。これらは、改正法の趣旨を踏まえ、立体交差化や拡幅等だけではなく、必要に応じて当面の対策や踏切道の周辺対策等、地域の実情にあわせた改良計画の検討がなされることとなります。

今後は、指定踏切道の対策促進を図るとともに、残る課題のある踏切等について、順次、指定に向けた検討を行って参ります。

※踏切道改良促進法等の一部を改正する法律が昨年3月31日に成立し、4月1日から施行されています。

(http://www.mlit.go.jp/report/press/road01_hh_000616.html)

※昨年4月、改正後の第一弾の指定として、全国58箇所の指定を行っています。

(http://www.mlit.go.jp/report/press/road01_hh_000654.html)

※昨年6月、国土交通省が課題のある踏切道として全国1,479箇所を抽出し、それらの課題や対策方針等を取りまとめた「踏切安全通行カルテ」を公表しています。

(http://www.mlit.go.jp/report/press/road01_hh_000705.html)

<問い合わせ先> 国土交通省 代表 TEL 03-5253-8111
道路局路政課 課長補佐 隅蔵 (内線 37342)
(課直通) TEL 03-5253-8479、FAX 03-5253-1616
都市局街路交通施設課
街路交通施設企画室 企画専門官 新屋 (内線 32852)
(課直通) TEL 03-5253-8417、FAX 03-5253-1592
鉄道局施設課 課長補佐 笠原 (内線 57886)
(課直通) TEL 03-5253-8554、FAX 03-5253-1634